マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除の手続等に関する質問主意書

提出者 山井和則

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除の手続等に関する質問主意書

録 和則君提出マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除に関する質問に対する答弁書」 きるよう、 まとめ」において、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、 の解除を希望する方については、 令和五年八月に取りまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 システム改修を行う。 _ と記載されています。 資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手続を行うことがで また、 本年二月六日に受領した 「衆議院 (内閣 最終とり 衆質二一 議員山井 利用 登

そこで以下のとおり、質問します。

三第二号)の中で、

「「システム改修」

については、

令和六年十月頃までに完了することを予定しており」

と答弁されています。

健康保険の被保険者の意思に基づく、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除は、 現在でも可

能ですか。

(マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をしていない方を含む) には、本人等の申請等によらず、 医療保険者が発行する保険証 (以下、 紙の保険証という。)が廃止された場合、 マイナ保険証 がない方

自動的に資格確認書が交付されますか。

マイナンバーカードの健康保険証 の利用登録解除は、 どのような手続をすれば可能となりますか。 ま

りましたが、 まだ、 解除が可能になる時期は未定ですか。 もし、 未定であれば、 紙の保険証廃止に間 に合

政府にずっと問い合わせをしており、

紙の保険証廃止

の半年前にな

た、いつから可能ですか。

昨年以降、

わなくなる可能性はありますか。 遅くともいつまでにマイナンバーカードの健康保険証 の利用登録解除は

可能になりますか。

右質問する。